

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について（お知らせ）

【概要】

意見募集期間：平成 27 年 2 月 20 日（金）～平成 27 年 3 月 23 日（月）

告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページ

意見提出方法：郵送、ファックス又は電子メール

【意見総数】

意見の提出者数：11（意見の件数 27 件）

（内訳）

地方公共団体 1

民間企業 6

個人 4

【提出意見及びそれに対する考え方（案）】

提出された意見とそれに対する考え方（案）は次ページ以降に示すとおり。

意見の内訳

内容	意見数
○PCB が使用された廃安定器の分解・解体について	17
○低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の焼却施設の技術上の基準について	5
○その他	5
合計	27

意見提出者数: 11人

意見の延べ総数: 27件

番号	種類	御意見	回答
1	PCBが使用された廃安定器の分解・解体について	解体分別を一律に禁止するのではなく、解体分別作業の技術的要件を示し、解体後のコンデンサはJESCO、その他の部分は低濃度PCB汚染物の認定施設で処理することを義務付け、コンデンサが変形しているものに限って解体分別を禁止すべき。	今般の省令改正等は、PCB使用廃安定器の分解・解体について、一律に禁止するものではありません。コンデンサ外付け型安定器のうち、コンデンサの形状及び性状に変化が生じていない場合であって、リード線切断等により安全にコンデンサを取り出すことができるものについては分解・解体を可能としております。
2	PCBが使用された廃安定器の分解・解体について	PCB使用廃安定器の分解・解体については、一定の見識を有している者(電気主任技術者、電気工事士等)の監督の下で作業することなどの条件を付けて、許可するようにすべき。(ほか3件)	これまでに得られた知見から、PCB使用廃安定器の分解・解体については、PCBの漏出又は揮散並びにPCB廃棄物の廃棄物処理に係る諸規制の外での流通により生じるPCB汚染のおそれから、原則禁止することが必要と考えております。なお、コンデンサ外付け型安定器のうち、コンデンサの形状及び性状に変化が生じていない場合であって、リード線切断等により安全にコンデンサを取り出すことができるものについては、この限りではないとしております。
3	PCBが使用された廃安定器の分解・解体について	水銀灯安定器や防爆型の安定器は、分解・解体禁止とすべきではない。	これまでに得られた知見から、PCB使用廃安定器の分解・解体については、PCBの漏出又は揮散並びにPCB廃棄物の廃棄物処理に係る諸規制の外での流通により生じるPCB汚染のおそれから、原則禁止することが必要と考えております。なお、コンデンサ外付け型安定器のうち、コンデンサの形状及び性状に変化が生じていない場合であって、リード線切断等により安全にコンデンサを取り出すことができるものについては、この限りではないとしております。
4	PCBが使用された廃安定器の分解・解体について	JESCOにおける安定器の処理料金を低減すべき。(ほか3件)	本件については、今回の意見募集の対象ではありませんが、高濃度のPCB廃棄物の処理については、国及び都道府県が協調して造成したPCB廃棄物処理基金から、費用負担能力の小さい中小企業者等の処分費用の70%(法人の場合)又は95%(個人の場合)を助成する措置を講じております。
5	PCBが使用された廃安定器の分解・解体について	コンデンサ外付け型安定器についても分解または解体を禁止する対象とし、一定要件を順守した場合のみ対象外とすべき。(ほか2件)	これまでに得られた知見から、PCB使用廃安定器の分解・解体については、PCBの漏出又は揮散並びにPCB廃棄物の廃棄物処理に係る諸規制の外での流通により生じるPCB汚染のおそれから、原則禁止することが必要と考えております。コンデンサ外付け型安定器については、コンデンサの形状及び性状に変化が生じていない場合であって、リード線切断等により安全にコンデンサを取り出すことができるものといった一定要件を満たすものに限り、対象外としております。
6	PCBが使用された廃安定器の分解・解体について	廃安定器を分解・解体したもののうち、PCB濃度が5,000mg/kg以下であると考えられる部分については、無害化処理施設にて受入・処理してよいのか。	平成26年9月16日付け環産発第14091618号通知の2に基づき、コンデンサの形状及び性状に変化が生じていないコンデンサ外付け型安定器から、リード線切断等必要な措置を講じることでより安全にコンデンサを取り出すことができたコンデンサ以外の部材については、PCB濃度が5,000mg/kg以下であれば、無害化処理認定事業者であってポリ塩化ビフェニル汚染物のうちポリ塩化ビフェニルの濃度が5,000mg/kg以下のものの処理が可能なのが処理をすることが可能です。
7	PCBが使用された廃安定器の分解・解体について	これまでも廃安定器のうち、コンデンサが使われていないものやPCB不含コンデンサは、PCB廃棄物ではない普通の産業廃棄物として扱われていた。今般、コンデンサからのPCBの漏出がなくても安定器の構成部材がPCBに汚染されている可能性があるという指摘は、これまでの環境省の指導が間違っていたということか。	今般、分解・解体を原則禁止するのは、あくまでも、PCBを使用した廃安定器であり、PCBが含まれていない安定器については、これまでどおりPCB廃棄物ではありません。PCBを使用した廃安定器は、PCBを含有するコンデンサ部分を分解・解体したとしても、コンデンサ以外の部材についてPCBに汚染されていることが今般明らかとなったため、分解・解体を原則禁止することが必要と考えております。

番号	種類	御意見	回答
8	PCBが使用された廃安定器の分解・解体について	PCB使用廃安定器の分解・解体について、検討の根拠となったJESCO等の調査データは、分解・解体に伴って生じたPCB汚染により、他の安定器を再汚染させているものが多いと考えられ、そのような安定器に係るデータを除いて検討すべき。この場合、ほとんどのコンデンサ充填材固定型安定器も5,000mg/kg以下の低濃度PCB汚染物になるのではないか。	今般、PCB使用廃安定器の分解・解体を原則禁止するのは、御指摘にある再汚染以外の要因である、 ①蛍光灯使用によるコンデンサの劣化によりPCBが漏出・揮散すること、 ②分解・解体時の振動によりコンデンサに強い力が作用してPCBが漏出・揮散することにより、安定器のコンデンサ以外の部材においてPCB汚染が生じることが明らかとなったためです。 ①の要因について、御意見のとおり再汚染の要因と考えられる分解・解体をされていない安定器に係るデータに限定して評価すると、高濃度のPCBによる汚染が、コンデンサ充填材固定型安定器において生じていること、 ②の要因について、コンデンサ外付け型安定器の汚染がコンデンサが健全でなかったものにおいて生じていた一方、コンデンサが健全であるものでは生じていなかったこと、 を鑑みると、コンデンサ外付け型安定器の一部を除き、分解・解体を原則禁止する必要があると考えております。
9	PCBが使用された廃安定器の分解・解体について	小型の廃安定器については、一定の条件下で無害化認定施設での処理を検討すべき。	本件については、今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
10	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の焼却施設の技術上の基準について	既に都道府県知事等から低濃度PCB廃棄物の中間処理に関する許可を取得し、1,100℃の燃焼条件で処理を行っている事業者においては、無条件で850℃の処理を実施できる制度としてほしい。	低濃度PCB廃棄物の焼却について、廃棄物処理法第15条の規定により、産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者が、今般の省令改正により、燃焼温度を変更して施設を使用しようとするときは、当該施設の処理能力、構造及び維持管理に関する計画に変更が生じるものと考えられ、この場合、同法第15条の2の6の規定により、変更許可が必要です。
11	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の焼却施設の技術上の基準について	今般の施行規則改正の対象となる低濃度PCB廃棄物は何か。	平成18年7月環境省告示第98号第2項第1号から第3号までに掲げる産業廃棄物を焼却する廃棄物処理法施行令第7条第12号に掲げるポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物の焼却施設が、今般の廃棄物処理法施行規則改正の対象になります。
12	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の焼却施設の技術上の基準について	微量PCB汚染廃電気機器等の金属くず、がれき類等は、燃焼条件だけではなく、加熱分離炉等の加熱温度を850℃以上で何時間保持するかによって、無害化処理できるかどうかの確認が必要であり、「850℃以上で2秒以上滞留」だけでは評価できないため、今回の処理基準の見直し対象から除外すべきではないか。	加熱分離炉の加熱温度と保持時間については、今回の意見募集の対象ではありませんが、御指摘のとおり、微量PCB汚染廃電気機器等に付着するPCBが確実に分離される加熱温度等の条件などを別途検証する必要があります。 なお、御指摘の廃棄物については、環境省による焼却実証試験及び無害化処理認定事業者による焼却実証試験により、確実に無害化されていることが確認されております。
13	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の焼却施設の技術上の基準について	低濃度PCB廃棄物については、実証試験の件数が廃PCB等及び微量PCB汚染廃電気機器等に比べて少ないことや、PCB汚染絶縁油濃度が高いため、より慎重に取り扱うことが適当であり、今回の処理基準の見直し対象から除外すべき。	環境省による焼却実証試験及び無害化処理認定事業者による焼却実証試験を踏まえると、御指摘の廃棄物については、「850℃以上で2秒以上滞留」により、排ガスやばいじん、加熱残さ等におけるPCBの分解が確認されております。
14	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の焼却施設の技術上の基準について	燃焼ガスの温度を1,100℃以上から850℃以上に見直すことには賛成。	御意見のとおり、PCB廃棄物の処理を推進してまいります。
15	その他	都道府県知事などによる低濃度PCB廃棄物の処分業の許可要件を、無害化処理認定事業者の認定手続きと同様にすべき。	本件については、今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
16	その他	無害化処理認定事業者の認定の要件を簡略化してほしい。	本件については、今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
17	その他	低濃度PCB廃棄物の無害化処理については、環境大臣の無害化処理認定制度と都道府県知事の産業廃棄物処理施設の設置許可等が併存することになる。今後、無害化処理認定事業者は、都道府県等の設置許可業者に移行されるのか。	そのような移行手続きは予定しておりません。
18	その他	廃安定器の処理費用は国が負担すべき。	本件については、今回の意見募集の対象ではありませんが、廃安定器のJESCOにおける処理については、国及び都道府県が協調して造成したPCB廃棄物処理基金から、費用負担能力の小さい中小企業者等の処分費用の70%(法人の場合)又は95%(個人の場合)を助成する措置を講じております。
19	その他	PCB廃棄物の型式や容量等の届出情報から、行政はPCB含有の有無についてアドバイスを行うべき。	本件については、今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。